

VFM ガイドラインに関するフォローアップ調査 報告書概要版

平成 17 年 12 月

内閣府民間資金等活用事業推進室

1 本調査の背景

現在までに実施方針が公表されている PFI 事業は国等・地方自治体を合わせておよそ 200 件を数え、PFI は公共施設整備の一手法として定着し、低廉で良質な公共サービスの提供等の効果を上げつつある。

平成 13 年 7 月に「VFM」に関するガイドライン¹が制定されて約 4 年が経過した。事業実施を行う際に、PFI により実施することの効果把握する VFM の算定は必ず行われており、算定方法についても管理者等間で一定の理解が得られている。

本ガイドラインは、PFI 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、PFI 事業を実施する管理者等に対して一定の考え方を示すという点で一定の成果があったといえる。しかしながら、実施事例が増えるにつれ、多様化する実務的要請に十分応え切れていないとの指摘や、算定方法については一定の理解が得られているものの、その背景や意味するところ、算定結果の利用方法等についても管理者等における理解が十分ではないとの指摘もある。

ガイドラインの制定時には十分ではなかった実施事例も約 4 年を経て、知見蓄積が相当程度得られており、この蓄積をふまえてその内容を再度検証する必要も出てきつつあると考えられる。

本調査は、このような背景をふまえ、地方自治体の VFM 算定の実態を文献調査・ヒアリング調査によって明らかにした上で、VFM に関する論点について有識者の意見を参考に整理するものである。

2 ヒアリング調査

(1) ヒアリング調査の目的・調査方法

ヒアリング調査の目的

- ・実施事例において地方自治体が、VFM の算出方法や算出に当たったの考え方を詳細に把握するには、公表資料からの分析では限界があるため、各事業の担当部署にヒアリングを行い、公表資料では不明な点を明らかにすることとした。

ヒアリング方法

- ・実施方針が公表されている全事業に対してのヒアリングは行わず、複数の PFI 事業の実施経験のある地方自治体により実施された事業及びプラント系事業、余熱利用施設事業、運営業務を選定事業者が行う部分が多い病院事業等、特色のある 34 事業をヒアリング先として選定した。
- ・ヒアリング方法は、質問内容を記載したヒアリング依頼書を事前に送付し、その後、当該地方自治体を訪問し、担当者と直接面談した。
- ・ヒアリングにおいては、VFM 選定における基本的なスタンスや EIRR 等の指標に対する理解度等についても把握するものとした。

¹ VFM : Value for Money PFI 事業における最も重要な概念の一つで、支払い (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給するという考え方

(2) ヒアリング調査結果のまとめ

PSC の算定

- ・設計費や建設費等の算出や補助率・起債充当率・償還方法等、従来方式と同様の手法で算出可能な事項については、地方自治体主導で一定の精度を確保した上で算出されているものと考えられる。
- ・維持管理費や運営費、大規模修繕費については実績値や類似事例があるものはこれに基づいて算出されているが、設計・建設費に比べてコンサルタントの助言を受けることが多いと考えられる。これは地方自治体におけるノウハウ・データの蓄積程度によるものと考えられる(これらランニング費用については設計・建設費ほどの蓄積がないと推測される)。
- ・地方自治体ごとのバラツキが大きいのが、間接費用・起債金利の設定方法である。間接費用の算出にあたってはデータを有するのは地方公共団体であるため、これを含む・含まないについては地方自治体の方針によるものが大きいと考えられる。他方、起債金利については過去の平均値と検討時の値を使用するものに大別されるが、これについては金融の専門知識が必要となる側面もあることより、コンサルタントの助言によることも多いと考えられる。

PFI 事業の LCC の算定

- ・設計費・建設費・維持管理費・運営費・大規模修繕費の算出にあたっては、PSC に一定の比率(いわゆる削減率)を乗じている事例が過半を占めるが、一定の比率(いわゆる削減率)の設定にあたっては様々な方法が採られており、かつ一定の比率(いわゆる削減率)の統一見解を求める意見が多いことより、この一定の比率(いわゆる削減率)の設定が PFI 事業の LCC 算出にあたって大きな課題となっているものと考えられる。
- ・間接費用については PSC と同様にバラツキが見られるが、算出に特別のノウハウを必要とする事項ではないため、これを含む・含まないについては地方自治体の方針によるものが大きいと考えられる。また、資金調達費用に補助金・起債が充当される場合についても主管官庁や地方自治体の方針によるものが多いと考えられる。
- ・資金調達費用の算出にあたっては、選定事業者の採算・キャッシュフローシミュレーションが必要となり、これについては民間の財務・金融等に関する知識が求められるため、コンサルタント意見を参考とする事例が多くなっていると考えられる。
- ・選定事業者の出資金比率や借入金利の基準金利、収益性の指標(EIRR・PIRR 等)等についてバラツキが大きい。これらは事業の内容やリスク等によって異なる要因もあるが、コンサルタントの助言内容にバラツキがあるものとも考えられる。

全体に係わる事項

- ・割引率については 4%とするものが過半であるが、国土交通省の「社会資本整備に係わる費用対効果分析に関する統一的運用指針」を根拠とする事例と過去の国債金利(リスクフリーレート)

の平均値を根拠とする事例に分かれた。他の率を採用している事例ではその根拠は同様に過去の国債金利の平均値を採用している事例が過半数であり、期間設定の違いにより 4%以外の率となったものと考えられる。但し、このように 4%が主流となっても、これに対する統一見解を求める意見が多いことより、完全に地方自治体で理解された上で採用されたとは言い難い面もあるものと考えられる。

- ・リスク調整については実施・未実施は半々であり、実施しているものでは保険料によるものと実績・想定によるものが大半である。
- ・物価変動についても見込む・見込まない事例は半々であり、見込む場合は過去の平均値によるものが主流となっている。
- ・金利変動は事業期間 15 年程度までは見込まない例が多い。これは、事業実施者が、事業者側の資金調達においても金利の固定化が行える(一般に期間 15 年間以内の範囲)であれば金利の固定化を望むためと考えられる。
- ・税金に関する適切な調整はほとんどの地方自治体で行っており、当該地方自治体の税収となる税金を調整する(地方自治体の収入とする)ことがほとんどである。
- ・VFM の算定期間については導入可能性調査時点及び特定事業の選定時にはほとんどの事例で実施されている。また、相当数の地方自治体が当初想定していた VFM と、実際の事業提案による VFM の数値の比較を行っている。

3 VFM 算出に関する論点

VFM の算出・評価方法についてはガイドライン及び中間報告において一定の考え方が示され、これに基づいて 2 でみたように VFM の算出・評価が行われてきたが、その実施方法に地方自治体間でバラツキのある事項も多い。また、これに加えて各委員より以下の課題が指摘された。

(1) PSC の算出における管理者等の資金調達費用

- ・PSC の費用計上については、おおむね実態が反映されているが、管理者の資金調達については取り扱いにバラつきがみられる。
- ・ガイドラインには、PSC の算出における「財政負担とは...事業費用又はそれを賄う資金支出の総額」であり、「設計・建設・維持管理・運営の各段階ごとに...経費を積み上げる。」とされているが、資金調達費用についての明確な記載がないため、事例ごとにこの取扱いにバラつきがみられると考えられる。
- ・地方自治体では同種事業を行う際の地方債等の資金調達費用が使用されていることが多い。これは事業ごとに起債充当率及び一般会計支出の額が決められているためであると考えられる。
- ・他方、国等の事例では、実態として建設国債等国債による調達が行われているものと考えられるが、施設引渡し時に一括で一般会計から支出するものとして算出する事例が多かった。

・債券調達による調達を考慮しないと、金利負担が計上されない、債券償還による設計・建設費の繰り延べ支払い効果がなくなる等、VFM が影響を受けることとなるため、事業ごとに違った取扱いがされる場合、VFM 評価の客観性等の点で課題が生じるとの意見が出された。

・なお、委員より、国等の事例では近年以下のような方法も採られているとの指摘がなされた。

国の全歳入における国債調達分を当該事業における国債調達分とし、残りは一括で支出するものとする。

選定事業者の資金調達方法に合わせ、その資本金による調達分を一括で支出するものとし、負債による調達分を国債調達分とする。

・また、起債による調達を加味する場合の金利の設定方法について、事例では過去一定期間の平均金利を用いているものが多いようであるが、他にもイールドカーブ(利回り曲線)に基づく理論値を用いる方法も考えられる。但し、我が国の場合、英米諸国等と比較した場合、国債市場におけるリスクフリーレートのイールドカーブが合理的ではないため、期間によっては一部想定を行う必要がある等、課題がある点には留意すべきとの指摘がなされた。

・過去一定期間の平均金利を用いる場合でも、期間の設定方法について事例ごとに相当のバラツキがあり、一つの考え方に収斂しているとは言い難い状態であることがヒアリングにより確認された。

(2) 付帯的施設(事業)の取扱い

・付帯的施設(事業)が含まれる事業における VFM の算定にあたっては、ガイドラインではこれを含まないものとされている。但し、ガイドラインでは付帯的施設(事業)に関する直接的な定義は行われておらず、「本来公共部門が必要とする施設(事業)」以外で PFI 事業に含まれる事業全てが付帯的施設(事業)とも解釈できる。

・事例では付帯的施設(事業)は多岐に亘っており、例えば、公共施設に合築等される民間収益施設(例えばオフィスビルや賃貸マンション等)や公共施設内に設置される民間収益施設(例えば売店や食堂等)等があげられる。

・また、事業者提案における取扱いについても、その整備を必須条件とするものと、整備を応募者提案によるものとし必ずしも付帯的施設(事業)の整備を求めないものに分かれる。

・このように多岐に亘るにも係わらず、ガイドラインでは VFM の算定上含まないものとしているが、付帯的施設(事業)の種類によっては VFM に含むことが妥当と考えられるものもある。

・例えば、来庁者のための食堂等は付帯的施設の性格が強いと考えられるが、整備は不可欠であり、「本来公共部門が必要とする施設(事業)」と位置づけられるとも考えられるため、その取扱いについては議論を行うべきとの意見が出された。但し、明らかに公共施設部分との関連性が薄いものについてはガイドラインの記載通り含まないことが妥当と考えられるとの意見が出された。

・また、仮に含むとした場合、含む範囲や算出方法等について検討する必要があると考えられる。

(3) 「適切な調整」における税金の取扱い

- ・ガイドラインでは税収等の収入が見込まれる場合、VFMの算定において含むものとされているが、税金の種類によって課税主体が異なるため、事例ではこれに関する議論が多い。
- ・例えば、選定事業者の利益課税については法人税(国税)、法人住民税(市町村税)、法人事業税(都道府県税)となる。消費税等についても国税である消費税と地方税である特別地方消費税に分けられる。また、事業方式が BOT 方式である場合に、選定事業者が対象施設を所有することに伴う固定資産税・都市計画税は市町村税であり、対象施設の所有権移転にあたって課される登録免許税は国税であり、不動産取得税は都道府県税となる。
- ・この他に、管理者等が地方自治体であり施設整備にあたって起債する場合、この元利金償還に対して一定の地方交付税が見込まれる場合もある。
- ・これらについて各主体の収入に計上すると、同様の事業を実施する場合でも税収によって VFM の結果が左右されることとなる。税金の帰属先によって VFM の結果が影響を受けることは望ましくなく、どの主体によっても結果が同じとなるようなイコールフットィングとすべきとの意見が出された。
- ・但し、具体的方法については意見が分かれ、実態をふまえた議論が必要と考えられる。なお、国民経済的な観点からは税収の帰属先による区分は意味がなく、帰属先に係わらず、税金については同様の扱いとすべきとの意見も出された。

(4) VFM の算定・公表時期及び算定結果のフィードバック

VFM の算定・公表時期

- ・ガイドラインでは特定事業選定段階での算定は必須であり、その他の段階は事業者選定段階について行うことが望ましいとされる。ただしこれらは管理者等の判断によるとされており、事業選定段階・特定事業の選定段階・事業者選定段階・事業実施段階の各段階で算定すべきであるとの指摘が行われた。
- ・事業選定段階における算定とは当該事業を PFI 方式で実施することの妥当性を検討する段階での算定、事業実施段階とは実際に事業を行う段階で VFM が確保されているかを検証するための算定をさす。実務的には事業選定段階における算定はほぼ全ての事業で行われており、かつその重要性は高まっているが、事業者選定段階及び事業実施段階での実施は必ずしも行われていない。

算定結果のフィードバック

- ・特に事業実施段階における VFM を再検証し、当初想定された VFM が確保されているか否か、確保されている場合にはどのような要因によって確保されているのか等についての検討はほとんど行われていないのが現状であるとの指摘がなされた。今後は VFM が確保されている場合は、事業者提案の具体的などの要因(調達合理化など)により VFM が実現されたかなど、事後的な検証を行っていくことが必要との意見が出された。
- ・また、VFM 算定の目標が曖昧であり、VFM が大きいことを良しとする風潮もあるが、これはそれだ

け従来方式について合理化等の余地があることにもつながり、そのような余地を改善することへの真摯な議論が議会や財政当局と行われるべきであるが、現状ではそのような議論はほとんど行われていないとの指摘も行われた。

(5) サービスの質を加味した VFM の算出

- ・ガイドラインでは公共サービス水準を同一にした上で行うとあるため、VFM は PSC と比べた PFI 事業の LCC のコスト削減効果が主眼となっているが、サービス水準の質の向上分等についても加味すべきとの意見が出された。
- ・事業者選定過程における提案審査では提案価格のみで行う事例は少なく、応募者提案の質(定性面)と価格(定量面)を合わせて評価することが一般的であり、提案審査においてこうしたサービスの質の側面を勘案するのであれば、VFM においても勘案すべきとも考えられるとの指摘が行われた。
- ・また、PFI 方式の対象事業はあくまでも公共事業であり、公共事業の目的に地元企業の活性化や地元企業の育成等が含まれることより、審査基準に地元への貢献等という形で地元企業の参画を評価する項目が含まれることがある。VFM の算定・評価においてもこのような項目を設けることが有益と考えられ、これらを含んだ VFM の算定を行うことの可否や行う場合の具体的方法について検討することも有益と考えられるとの指摘が行われた。

(6) リスク調整の方法

- ・ガイドラインではリスク調整についてデータの蓄積を図るとされているが、影響が大きいとされるタイムオーバーランリスクやコストオーバーランリスクでさえ、発生確率及び発生した場合の管理者等の追加的支出のデータが我が国の現状では整備されていない状況であるとの意見が出された。
- ・このため、我が国ではリスク調整の考え方が遅れており、リスク調整を行っていない事例も多く、行っている場合でもガイドラインで代替的方法とされている保険料により算出する事例が多いとの指摘がされた。
- ・この場合、PFI 方式で実施されることより選定事業者に移転されるリスクの内、付保によりカバー可能なリスクを抽出した上で、当該保険についての保険料を見積った上で従来方式の LCC に加える必要があるとの意見が出された。
- ・このような手順が必要であるが、現在行われているリスク調整では対象となるリスク・保険や付保する場合の保険料等について十分整理されておらず、十分なリスク調整がなされていない事例が相当あるものと考えられ、今後この点についての整理を行うべきとの意見が出された。

(7) PFI 事業の LCC 算出方法

選定事業者の収益性

- ・PFI 事業の LCC を算出するにあたっては選定事業者の採算・キャッシュフロー分析を行い、これ

に基づき、管理者等の支出額が算出されることとなる。

- ・この場合、民間事業者が事業に参画するにあたって確保すべき利益が選定事業者において確保されていないと民間事業者の参画が見込めないため、こうした利益を見込んで選定事業者の採算・キャッシュフロー分析を行うことが必要となる。
- ・選定事業者が確保すべき利益を算出するための収益性指標は EIRR や PIRR、DSCR、LLCR 等が考えられるが、これは全ての事業について一律に決定されるものではなく(例えば EIRR10%等)、当該事業の事業スキームやリスク、収益性等によって事業ごとに異なるため、事業ごとの検討が必要であるとの意見が出された。
- ・事例では上記のような検討を行わずに、一律にある指標の一定値を使用しているケースが多いことがヒアリングにより確認された。
- ・選定事業者の確保すべき収益が高く設定された場合、PFI 事業の LCC が大きくなり、VFM が確保されにくくなる等、VFM へ与える影響は小さくない。
- ・また、事例では指標として EIRR が使用されることが多いが、その意味するところを十分理解せずに使用している管理者等もいるものと考えられるとの指摘がされた。収益性指標の設定において確たる根拠に基づかず恣意的に行い、VFM の算出結果を意図的に左右している事例もみられるため、指標の算出方法や意味するところについての理解を深めるべきとの意見が出された。

選定事業者の各種費用の算出方法

- ・上記採算・キャッシュフロー分析の前提となる PFI 方式導入時の設計費・建設費・運営費・維持管理費については PSC に一定の比率を乗じて算出されることが多いが、ガイドラインでは民間事業者が当該事業を行う場合の費用を、設計・建設・維持管理・運営の各段階ごとに推定積み上げるものとされており、この積み上げにあたってはコンサルタント等の活用や類似事業に関する実態調査や市場調査を行う等により、算出根拠を明確にした上で行うものとされている。しかし、この一定の比率の根拠があまりなく、安易に設定されている事例も多いことより、PFI 事業におけるこれらの費用の積算方法について検討すべきとの意見も出された。

(8) PFI 事業の LCC 算出における選定事業者の資金調達費用

- ・資金調達費用を算出する際に必要な選定事業者の借入金利の設定方法についての議論が不足しているものと考えられるとの指摘がされた。ガイドラインでは「民間事業者が当該事業を行う場合の費用を、設計、建設、維持管理、運営の各段階ごとに推定し、積み上げ」、この積み上げにあたっては「民間事業者の損益計画、資金収支計画等を各年度ごとに想定し、計算する。」とされているが、資金調達費用についての明確な記載がないため、事例ごとにこの取扱いにバラつきがみられることがヒアリングで確認された。
- ・(1)でみたように、債券による調達を考慮する場合、PSC の算出においても金利の設定方法が VFM に与える影響は小さくない。また、PFI の LCC の算出においても金利の設定方法は VFM に与える影響は小さくない。
- ・使用する金利の種類についても、長期国債金利やスワップレート(LIBOR・TIBOR)等複数のもの

があげられるが、どの場合に、どの金利を用いるべきか、ということについて広範な議論が行われておらず、事例ごとの対応となっているものと考えられる。

- ・金利については事業ごとに異なる側面もあるが、考え方や裏付けについては実際の金融機関の資金調達方法をふまえ、一定の考え方を示すことが必要との意見が出された。

(9) 事業収入と公共収入が混在する事業における VFM 評価の必要性

- ・公共サービスの対価として公共部門から支払われる料金で PFI 事業の事業費を賄う、いわゆる「サービス購入型」の事業についてはその定義及びこの類型における VFM の算定方法も明確である。
- ・他方、PFI 事業の事業費を利用者から徴収する料金及び公共部門の支出の双方によって賄う、いわゆる「JV 型」や事業費を利用者から徴収する料金で全て賄う、いわゆる「独立採算型」の事業類型の定義が必ずしも明確ではなく、VFM の算定方法についても混乱がみられるとの指摘が行われた。
- ・一般には事業費を利用者から徴収する事業については、VFM の算定・評価を行わなくてよいと考えられているが、ガイドラインには PFI により事業が効率的効果的に実施されるかという視点での評価を行うべきとの記載もあり、VFM 算定の必要性について明確化すべきだとの意見も出された。また、VFM の算定を行う場合でも、利用料金収入の取扱い等について様々な考え方があることがヒアリングにより確認された。例えば、市場リスクのある事業において PFI 方式を採用した場合に選定事業者の営業努力による集客向上を見込む場合、PSC と PFI 方式の集客数を同じと設定するのか、PFI 方式の方を多く設定するのか等の議論がある。
- ・また、事業類型の定義において、ガイドラインの定義は利用料金収入の有無に着目しているが、公共の負担という観点から捉える必要があるとの指摘が行われた。料金徴収型であっても、例えば土地を無償で使えるなど何らかの形で公的な負担があるものについては厳密な意味で独立して採算をとっているとは言えない。また、JV とは、事業そのものの責任と経営を分かち合うものであり、事業収入と公共支出が混在する事業でも、公共が経営責任を負わない事業については JV と言えないとの意見も出された。

(10) 割引率の設定方法

- ・PSC と PFI 事業の支出時期や額が異なる場合、VFM の算定にあたってこれらの違いを反映させるために、各年度の支出額の合計額ではなく、各年度の支出額を割引率により現在価値に換算したものの合計額で比較を行う。
- ・ガイドラインでは割引率にリスクフリーレートを用いることが適当とされているが、「3 ヒアリング調査」にある通り、国土交通省「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一的運用方針」又は過去の国債金利の平均を用いた 4.0%を採用する事業が過半を占めている。
- ・リスクフリーレートの代表的なものは国債金利であり、その点から上記のように過去一定期間の平均期間を採用することも考えられるが、イールドカーブを用いる理論値を用いることが考えら

れるとの意見が出された。

- ・また、上記 4.0%は、事業期間の長短に係わらず適用されており、事業期間ごとに異なった割引率を用いるべきではないのかという意見も出された。
- ・割引率の設定方法により VFM は大きく影響を受け、これを高くすれば支払いの繰り延べ効果により、VFM が大きくなる。このように VFM に大きな影響を与える割引率について明確な考え方の定義を行うことも必要との意見も出された。
- ・現在価値という考え方自体は、英米諸国では一般的であるが我が国では比較的新しい概念であり、その理論的背景や必要性等について十分な理解が得られているとは言い難い状況であるとの指摘もあった。

4 今後の展望

各委員からは VFM の算定結果の利用方法や現在価値への割引等、VFM に関する現状及びその課題について指摘がされた。

事例調査からは、一部事項についてはガイドラインの記載方法が抽象的であることや従来の知見だけでは十分に対応できないこと等から、事業を実施する際に地方自治体が自ら判断するための拠り所が明らかでなく、事業ごとの対応の熟度にバラつきがみられた。

こうした事項については VFM の算出にあたっての概念等が十分に理解されていない等が原因と考えられる。そもそも VFM という指標は何を意味するのか、何の為に算出するのか、といった基本的な概念そのものを含め、PFI 事業を進める際にどのように取り扱われるべきかという概念が十分に理解されていない、あるいは浸透していない面があると考えられる。一因として、VFM ガイドラインを策定する際には、まだ事業実施事例が少なく、そうした中で策定されたガイドラインの記載内容に具体性に欠ける記述がみられることやその後の事業実施事例の蓄積に伴い、基本的な概念について改めて議論すべき事項もあると考えられる。また、今後、ガイドライン策定後に実施された事業実績を踏まえた基本的な概念の議論やガイドラインをさらに具体的に解説したコンメンタールを作成するなどの方法により、VFM の概念の十分な理解と浸透を図ること等が望まれるなどの意見・要望もあった。

これらの意見・要望に応えるために、以下 3 つの方向性が考えられる。

： VFM に関する基本的な概念のうち、あるべき姿が明確になっていないものについては、あらためて最新の事業実績や様々な知見を基にした議論を行い、あるべき姿を明確にする必要がある。例えば、英国と日本の商習慣や制度、法体系の違いから、VFM という指標の定着には、更なる努力が必要であることを考慮するべきである。また、議論を行う際には、最新のデータに基づいた議論を行うこと、事業の形態や参画する事業者の多様化を踏まえ、広範な関係者からの意見を聴取しつつ議論することに留意する必要がある。

：理念や目的が明確になっているものの、手続きの煩雑さや難解さ等の実務上の制約から理念が

十分に反映されていない課題については、より具体的な手法や手続きを解説したコンメンタールを作成する等の方法により、具体的な手法の定着と普及を促進するべきである。その際には、これまでに行われた様々な事例のうち、評価すべき事業例、手法等を先行事例として広く知らしめる等の方法も併せて行うことが有効である。

・理念や手続きが十分に理解され、浸透していても算出や評価に必要な様々なデータや情報が広く流通されておらず、結果として誤った運用や算定が行われているという事例も見受けられる。このような課題については、ガイドラインやそのコンメンタールという手法にとらわれず、具体的な事例データをまとめた資料の公表やデータベースの整備により、蓄積された事業情報や判断に必要な情報を提供し、適切な制度の運用を支援する必要がある。

・さらに、上記の方向性に沿って想定される望ましい具体的方策としては、以下が考えられる。

実施事例の収集・分析による実態の把握

・本調査では実施事例全てについて調査を行わず、一部の事例のみを対象としたが、今後は可能な限り多くの事例について定期的な情報収集・分析を行い、VFM算定の実態を把握し、管理者等の問題意識や意見、要望事項を集約し、今後の方策に反映していくことが有益と考えられる。

管理者等への情報のフィードバック

・上記情報については収集・分析した結果を適宜、管理者等にフィードバックし、管理者等のスキルアップを図ることも有効と考えられる。

理論的背景の整理・具体的手法の検討

・ガイドラインの記載が抽象的な事項については理論的背景を整理するとともに、具体的な実施手法を検討し、VFMのあるべき方向性について議論を行っていくことも有益と考えられる。

・特に、現在価値への割引や各種金利の設定方法、民間事業者の収益構造等、財務・金融に関する事項については管理者等の知見が十分ではないこともあり、これについては基本的な事項から整理した上で示していくことも必要と考えられる。

幅広い議論の実施・意見の収集

・本調査では検討会を開催し有識者の意見をふまえた検討を行ったが、今後ともこのような場を継続的に設けるとともに、管理者等やコンサルタント等の実務家も加えた幅広い議論を行い、意見を収集することも有益と考えられる。

本調査では我が国に定着しつつある PFI 方式の最も重要な要素の一つである VFM についての現状分析・今後のあり方について有益な成果が得られたが、解決すべき課題も明らかとなった。今後とも PFI 事業を推進していく上で、さらに関係者間での議論を重ねていくことが必要と考えられる。

以上